在留資格認定証明書（CoE）交付申請における提出書類について

1. 提出書類の有効期間

発行日から 3 ヶ月以内の書類を提出してください

2. 日本語訳の添付

（a）外国語（英語を含む）で作成された提出書類には、書類ごとに日本語訳を必ず添付してください。

※出入金明細書に日本語訳を添付しない事例が多数見受けられます。

取引金額以外の記載箇所（出入金明細書先頭の取引種別や各取引履歴中に記載された文言）も日本語訳を必ず添付してください。その場合、取引金額以外の記載箇所に対応する日本語訳を漏れなく記載した一覧表であっても差し支えありません。

（b）提出書類中、氏名、機関の名称および住所等の固有名詞にあたる箇所は英語（アルファベット表記）で構いませんが、本文は日本語訳を必ず添付してください。

（c）提出書類の原本には、訳文およびコメント等を書き加えないでください。コメント等がある場合は、別紙に記載してください。

3. 各種証明書における発行先機関

当該証明書の発行者肩書及び氏名のほか、発行機関所在地および連絡先（電話、FAX 番号）が記載され、そのうえで可能な限り発行者の署名（押印可）があるものを提出してください。

4. 各提出書類に係る注意事項

（6）日本語能力証明書

日本語能力試験 N2（2 級）相当以上の日本語能力を有していることが証明できる成績証明書（①～④のいずれかの資料）の原本を提出してください。

No.	試験名	レベル	備考
①	日本語能力試験	N2(2 級)以上	
②	日本留学試験	200 点以上	日本語（読解、聴解及び聴読解の合計）
③	BJT ビジネス日本語能力テスト	400 点以上	
④	JPT 日本語能力試験	525 点以上	

（15）経費支弁書

経費支弁者本人が直筆または署名したものを提出してください。

本人または両親以外の者、奨学金により経費支弁を受ける場合は、次の必要書類を提出してください。

（a）経費支弁者が両親以外の者（例：親族等）である場合

経費支弁書または別紙を用いて以下の項目について説明してください。

・申請人の両親の代わりに経費支弁を受諾した具体的経緯およびその事情

・申請人の両親が経費支弁を履行できない具体的経緯及びその事情

（16）経費支弁者と申請人の関係を立証する資料

申請人と経費支弁者との関係性（例：親子関係や親族関係）について、公的機関が立証した文書（例：

出生証明書や親族関係公証書）を提出してください。その留意事項は、次のとおりです。

（a）家族戸籍簿等の戸籍に関する書類を提出する場合

世帯の住所および世帯構成員全員の身分事項や職業等記載箇所のコピーを提出してください。

（b）申請人と経費支弁者が親族関係にある場合

次の例を参照し、申請人と経費支弁者が親族関係にあることが分かる書類を提出してください。

例：経費支弁者が申請人実母の姉である場合

①申請人と実母の母子関係を立証する書類

②申請人実母と経費支弁者の姉妹関係を立証する書類

（17）経費支弁者の預金残高証明書

必ず原本を提出してください。可能な限り、発行日から申請日までの期間が短いものを提出してください。

（18）経費支弁者の職業を立証する書類

原本を提出してください。

経費支弁者の職業により必要となる書類が異なります。

（a）経費支弁者が、会社員の場合

勤務先または公的機関から発行された在職証明書原本

（b）経費支弁者が、事業を営む場合

営業許可書コピーや事業登録証明書コピー等、公的機関から発行された当該事業を営むことが分かる書類

（c）経費支弁者が a, b 以外の職業に従事する場合

例：個人単位での農業従事者等

経費支弁者の職業を立証できる公的機関から発行された証明文書

※在職証明書には、稼働先名称および連絡先のほか、稼働期間、職務内容、職務上の地位、その他特筆すべき内容（該当する場合のみ）が記載されたものを提出してください。

（19）資金形成経緯を明らかにする資料（過去 1 年間）

預金残高証明書に記載された金額を形成するに至った経緯を示す書類を提出してください。

例）出入金明細書、預金通帳の写し等

（20）経費支弁者の収入を立証する書類（過去 1 年間）

原本を提出してください。

過去 1 年分の納税（課税）証明書または過去 1 年分の収入（所得）証明書

個人所得税を管轄する公的機関から発行された証明文書で、以下の項目がすべて記載されたものを提出してください。

（a）収入および所得額　（b）a についての所得税課税額

※個人所得税を管轄する公的機関から発行された証明文書を提出できない場合は、当該経費支弁者の収入、個人所得額、個人所得税額および同納税額について、公的に証明することができる機関が作成した説明資料を提出してください。この場合、理由書を別途作成し、個人所得税を管轄する公的機関が証明文書を発行することができない具体的な理由を説明してください。